

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 律集解の構成と唐律疏議の原文について(二)

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小林, 宏, 高塩, 博 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/00001065">https://doi.org/10.57529/00001065</a>

律集解の構成と唐律疏議の原文について (二)

小林宏  
高塩博

目次

はしがき

一 律集解の構成

1 政事要略と律集解

2 律集解と律疏

3 律集解と律附釈

4 律疏と律附釈 (以上第一三巻第四号)

二 唐律疏議の原文 (以下本号)

1 日本律と日本令

2 律集解等所引の律疏と唐律疏議

3 律集解所引の律疏と名例律篇目疏議

4 名例律篇目疏議の原型に関する仮説

三 唐永徽律疏逸文校訂 (以下次号)

あとがき

## 二 唐律疏議の原文

### 1 日本律と日本令

前章の結論として、我々は律集解に直接引用される律疏は、唐の永徽律疏そのものであること、又、同じく律集解に見える律附積は、唐の律疏に関する注釈書であること、更に前者は日本律の藍本、及び日本律の補充法として、後者は実務家向きの唐律の注釈書として、共に中世末に至るまで、我が明法家にとって必須の法律書であったこと等を指摘した。<sup>(一)</sup>

もし、右の推論にして誤りなければ、それは我が律令学史上、一つの示唆を与えることになろう。もとより日本令の解釈においても、令集解諸家の学説にみる如く、屢々唐令、唐格式等が参照され、それらが日本令注釈の準拠とされているが、律の解釈に当っては、日本律と唐律との距離は、日本令と唐令とのそれよりも、更にせばめられ、日本律と唐律とは明法家にとって、いわば一体化して受け取られていたことが推測される。即ち、我が王朝の法律学が唐法律学の影響下に成ったことは、律と令とについて等しくいえることであるが、更にいえば、令よりも律の方が唐法律学に対する依存度が高かったのである。このことは、律集解と令集解との構成を比較した場合においても、歴然たるものがある。即ち、令集解を検するに、唐令及びその注釈書は、我が明法家の学説から独立して直接に引用されることはなく、それらは必ず我が明法家の学説中に間接的に引用されるに過ぎない。しかるに律集解においては、律疏、律附積、刑法抄、その他唐儒の注釈は、日本律の注釈家の学説と相並んで直接的に引用される。この律集解と令集解との構成上の相異は、同じ惟宗直本の編纂といわれている両書において、際立った相異点として注目されよう。

而して、かかる意識は、独り直本個人の律と令とに関する見解の相異に止まるものではなく、広く当時の明法家一

### 3 律集解の構成と唐律疏議の原文について (二)

般に通ずるものであった。例えば、式目抄坤（統史籍集覽本二五頁）には、

穴記云。律学謂学者。答訓為耻。謂説所傳來即釈文字之心耳。

と見えるが、右の穴記の引く「律学」「答訓為耻」は、次節で述べる如く、元来永徽律疏の答刑条に見える疏文であって、かかる疏文は日本律には当初から存在していない。しかるに、穴記は、日本律の答罪条を注釈するに当り、唐律の答刑条の疏文を注釈しているのであって、これは唐の律疏を注釈することが、そのまま日本律の注釈をすることでもあったということを示すものである。又、よく引き合いに出される例であるが、三代実録の貞観四年（八六二）八月十七日条に、大判事興原敏久、明法博士額田今足等が「刑法難義数十事」を抄出して遣唐使に託し、これを唐の法律学者に質さんとした処、讃岐永直がこれを聞いて、その疑問をたちどころに解いた為、遣唐のことが沙汰やみになった記事が見えている。右にいう「刑法」とは、律の意に解して差し支えないから、やはり日本律の疑問は、そのまま唐律の疑問でもあった訳であり、ここにおいても、日唐律間の緊密な関係が窺われるのである。本朝法家文書目録にみられる律集解の構成が永徽律疏にほぼ倣っていることも、日本律の注釈が唐の律疏に大きく依拠している徴証の一つとみることが出来よう。

かかる我が王朝の明法家の意識は、更に日本律令編纂当時の為政者の律と令とに対する考え方、取り扱い方の相異にまで溯らせることが出来よう。即ち、我が大宝、養老の律令は、共に唐の永徽律令を継受したといっても、律と令とでは、その方法をかなり異にしていたといえるであろう。令においては、唐令を継受するに当り、例えば太政官制にみられる如く、その内容に大幅な変更を加えたけれども、律においては、唐律に若干の修正を施すに止め、律を一貫して流れる法理ともいふべきものは、日唐間で殆ど相違がない。又、日本律が唐律を継受した際、日本律は唐律の疏文を屢々省略しているが、<sup>(二)</sup>その場合、省略された唐の律疏には、当該規定の淵源や字義を史書、経書等の古典を引

いて、学理的に祖述した部分が多い。日本律におけるこれら疏文の省略は、簡明を尙ぶ我が律令編纂者の自主的な意図にもとづくものであり、一般に官人が律を運用する場合には、それで十分事足りたであろう。しかし、右の結果、日本律の解釈に疑義が生じたり、又、その適用に問題が起きた場合には、唐永徽律疏に溯って、その文を是非とも参看せざるを得ないこととなった。この点に関する限り、日本律と永徽律疏とは、日本律編纂の当初から、一体化して扱われる可能性を有したといえよう。

## 2 律集解等所引の律疏と唐律疏議

さて、律集解等に見える律疏の内容についてであるが、これを現存唐律疏議の文と比較するに、両者は大体において合致する（第三章に掲載せる永徽律疏逸文校訂参照）。しかし、瑣末な文字の異同は別として、両者には、かなり異った個所も存するので、以下それについて検討を加えたい。

名例律第一条（管刑五条）。式目抄の引く疏、及び法曹至要鈔解の引く唐律疏には、「管者撃也。」の次に、「而律学者云。管訓為耻。」とある。更に前節に掲げた式目抄所載の穴記にも、右とほぼ同文の律疏の文が引かれている。但し、政事要略の引く疏には、「而律学者云。」が存しない。（式目抄は統史籍集覽本に内閣文庫蔵の式目抄を以って校訂したもので、政事要略は国史大系本、法曹至要鈔解は改定史籍集覽本に宮内庁書陵部所蔵の藤波本を以って校訂したものに夫々拠った。なお、第三章の永徽律疏逸文校訂参照。）又、現存唐律疏議諸本では、当該個所は「而律学者云」の五字なく、次の「管」を「又」に作っている。処で、宋刑統を検するに、当該個所は、式目抄及び法曹至要鈔解所引の律疏と全く一致している。このことは、開元律疏では刑統の如く記され、且つ永徽律疏においても同様であったことを証するものである。ただ政事要略所引の律疏には、上記の五字は存しないが、これは省略して引用されたものか、或いは伝写の際、脱落したものであろう。

名例律第五条(死刑二条)。現存唐律疏議の問答の末尾は、「無煩縷説。」で終わっているが、政事要略及び式目抄所引の律疏には、その下に「蓋始於夏也。」の文が見える。但し、法曹至要鈔解所引の律疏は、右の「夏」を「唐虞」に作っている。この部分は、現存唐律疏議及び宋刑統には見えないが、永徽律疏には存在した可能性が大であろう。何となれば、本条の問答の間の部分は、「答以上。死以下。皆有贖法。未知贖刑起自何代。」とあって、贖銅刑の起った時代を問うているのであり、前掲律疏の「蓋始於夏也。」なる文は、この問に対する直接の答の部分に相当するからである。従って、永徽律疏の原文には、この個所は存在したものであろうが、答の部分が贖刑の沿革を長く述べ、しかも最後に「今古贖刑。輕重異制。品目區別。備有章程。不佞勝條。無煩縷説。」とあって、一見完結せる文章の如く見えるから、後代、前掲文が脱落したものであろう。

名例律第六条(十惡条)。政事要略卷八二(大系本六四八頁)には、

三曰。謀叛。謂。謀背國從偽。謂。有人謀背本朝。將投蕃國。或欲翻城從偽。或欲以地外奔。

疏云。叛背也。分也。

と見え、又、名例律裏書(大系本「律」八四頁)にも、

謀叛事

疏云。叛背也。分也。

とある。右の「疏云」が前章で述べた如く、唐の永徽律疏であるとすれば、永徽律疏の名例律十惡条の謀叛の疏文には、現存唐律疏議に見えない「叛背也。分也。」という文が存在したことになる。(宋刑統では、当該個所は缺損しているが、刑統によってこの部分が補鈔されたといわれる滂喜齋本唐律疏議には、それが見えないから、恐らく宋刑統には存在しなかったものであろう。)果してそのようにいえるかどうか次に検討したい。今、政事要略の当該個所を検するに、一曰謀反、

二曰謀大逆、三曰謀叛、四曰惡逆、八曰不義には、すべて「疏云」が見えているが（前章『国学院法学』第一三卷第四号八八頁以下参照）、これらの中、謀叛以外の疏は、すべて現存唐律疏議の文とほぼ一致する。右の謀反、謀大逆、惡逆、不義の疏がすべて現存唐律疏議の文と一致するということは、謀叛の疏も亦、唐の律疏の文である可能性を濃厚に示すものといえよう。処で、右の政事要略に見える謀反、謀大逆、惡逆、不義の疏は、これらの項目の意義を総括的、一般的に説明せる文であり、すべてその文の末尾は、「故曰——。」と結んでいる。それは現存唐律疏議においても同様である。又、現存唐律疏議では、十惡の他の項目、即ち不道、大不敬、不孝、不睦、内乱も、疏議の文の冒頭に、すべてその項目の意義の一般的説明を行なっている。しかるに、現存唐律疏議の謀叛には、

三曰。謀叛。謂謀背國從偽。

疏議曰。有人謀背本朝。將投蕃國。或欲翻城從偽。或欲以地外奔。即如莒牟夷以牟婁來奔。公山弗擾以費叛之類。とあって、謀叛に関しては、他の十惡の項目に存する概括的説明の文は見えない。即ち、一例をあげれば、謀大逆の項には、

二曰。謀大逆。謂謀毀宗廟山陵及宮闕。

疏議曰。此条之人。干紀犯順。違道悖德。逆莫大焉。故曰大逆。

註。謂謀毀宗廟山陵及宮闕。

疏議曰。有人獲罪於天。不知紀極。潛思積憾。將凶不逞。遂起惡心。謀毀宗廟山陵及宮闕。（以下略）

とあるが、右の「此条之人」以下に相当する疏文は、謀叛の項には存在しない。謀叛の項の疏文、「有人謀背本朝」以下の文は、実は謀叛の注文である「謂。謀背國從偽」を注釈せる疏文であって、謀叛そのものを説明せる疏文ではない。名例律十惡条の疏文の体裁からいえば、謀叛の項においても、当然謀叛に関する一般的説明があつて然るべき

ものである。従って、政事要略に現れた前掲「叛背也。分也。」は、それに相当する疏文であると考えてよいのではなからうか。ただ、これを十惡の他の項目の説明文と比較するならば、かなり短い文でもあり、謀叛なる語の説明に十分意を尽くしているとは言い難い。又、その文の末尾には、他の項に見えるが如き「故曰——」なる文も存在しない。従って、右の文は後代の竄入であると疑うことも出来るが、又一方、右に述べた如き文であったればこそ、本来原文に存したものが後代脱落したとも考えられる。以上から、政事要略及び名例律裏書にみえる「叛背也。分也。」なる律疏の文は、永徽律疏において存在したものと一応考えたい。

名例律第二条（杖刑五条）及び第四条（流刑三条）。政事要略及び式目抄所引の名例律第二条の律疏には、「書曰。鞭作官刑。」の次に、現存唐律疏議及び宋刑統に見えない「馬融曰。為辨治官事之刑也。」なる文が存する。ただ法曹至要鈔解における当該箇所は「書曰。鞭作官刑。猶今之杖刑者也。」と「爰洎隋室。」との間に大なる省略文があるから、法曹至要鈔解所引の唐律疏の原文は、政事要略及び式目抄の引く律疏と同文であって、それを法曹至要鈔解が引用する際、省略したとも考えられる。これが第一の考え方である。処で、名例律第四条をみるに、政事要略及び式目抄所引の律疏には、「書曰。流宥五刑。」の次に、やはり現存唐律疏議及び宋刑統に見えない「馬融曰。流放也。有寬也。一曰幼少。二曰老耄。三曰蠢愚。」なる馬融の注を引いた文が存する。この文も亦、法曹至要鈔解の引く唐律疏には見えない。即ち、この部分に関する至要鈔解の文（改定史籍集覽本一二二頁）は、左の通りである。

唐律疏云。書云。流宥五刑。謂不忍刑殺宥之于遠也。又曰。五流有宅。三居。大罪投之四裔。或流于海之外。九州之外。次中国之外。蓋始於唐虞。今之三流。即其義也。

右の法曹至要鈔解の引く疏文は、若干の誤脱があるようであるが、大体において現存唐律疏議と一致している。従って、本条の「馬融曰」以下の文は、法曹至要鈔解がその原文に存した唐律疏の文を意識的に省略したという可能性は少ないとしなければならぬ。そうすると、名例律第二条の「馬融曰」以下の文も、法曹至要鈔解が原文を引載するに当って省略したのではなく、至要鈔解所引の唐律疏の原本に元来存在しなかったのかも知れない。これが第二の考え方である。更に、もう一つの考え方がある。即ち、法曹至要鈔解の引く律疏は、唐の永徽律疏にあらずして、開元律疏であり、従って、永徽律疏に存在した馬融の注は、開元律疏に至っては、これを削除したとするものである。これが第三の考え方である。

ここにおいて、法曹至要鈔解の引く律疏の性格が問題とならう。政事要略及び式目抄所引の律疏は、律集解所載の律疏から引用されたものとみて大体において誤りなく、且つ律集解所載の律疏は、前章で考証せる如く永徽律疏と考えてよい。又、法曹至要鈔解が令抄と共に、東山時代の碩学一条兼良の講義を子息嚴宝が筆記したものであることは、近時、橋本久、林紀昭両氏の「異本令抄攷」(『法制史研究』18、七九頁以下所収)において指摘された処であり、これに関しても、何ら疑いをいれない。処で、この法曹至要鈔解所引の「唐律疏」が元の泰定本系の唐律疏議でないことは、現存唐律疏議諸本には見えない前掲「而律学者云」なる文の存することにより推測することが出来る。従って、この「而律学者云」なる文の存する唐の律疏は、永徽律疏か、然らずんば開元律疏と考えて、ほぼ誤りない。もし至要鈔解の引く律疏が開元律疏であるとした場合、前述の如く、名例律第二条、第四条にみえる「馬融曰」以下の文は、永徽律疏には存在したが、開元律疏に至って削除されたと考えることが出来る。しかし、至要鈔解の引く律疏は、開元律疏ではなく、やはり永徽律疏である可能性が大であろう。何故ならば、前章で述べた如く、日本律の藍本が永徽律疏であった為に、我が国においては、後代に至る迄、永徽律疏が重んぜられ、職官名や地名、門名等を若干

変更した開元律疏は、さほど重視されていなかったと考えられるからである。日本国現在書目録を検しても、それは、「唐開元令卅卷」と見えるが、開元律疏と明確に称する書目は存在しない。兼良の令講義の筆録である令抄（書陵部所藏藤波本）の巻首には、

本朝令ハ唐開元令ヲ本ニシテ書タリ。(中略)律ハ永徽律ヲ本ニシテ定ラル、也。永徽年中ニ選セラレタル律ナレハ、永徽律ト云也。

とあって、兼良が日本令の藍本を開元令と考えていたことは問題であるが、日本律の藍本を永徽律と考えたのは正しく、兼良が永徽律を重んじていたことは、右の令抄巻首の文からも推察し得る処である。以上を勘案するに、法曹至要鈔解所引の唐の律疏は、永徽律疏と考えて恐らく誤りないであろう。しかも、諸般の事情からするに、兼良は養老律のみならず、永徽律疏をも全巻所持して、それから直接引用した疑いが濃厚である。即ち、法曹至要鈔解所引の唐の律疏は、律集解所載の唐の律疏を所謂孫引きしたのではなく、原本から直接引用した可能性が大である。<sup>(四)</sup> 以上のように考えてくると、前述せる永徽律疏に存在した馬融の注が開元律疏に至って削除されたという第三の考え方は、恐らく成立しないであろう。このように、至要鈔解所引の律疏が永徽律疏であるとした場合、政事要略及び式目抄所引の律疏と至要鈔解所引の律疏との間には、前掲二つの「馬融曰」以下の文の存否をめぐって相異が生ずるが、これは至要鈔解が意識的に省略したものか、それとも右の文は元来永徽律疏に存在せず、後世の加筆であるか、その何れかであるといわざるを得ない。今、その何れであるか断定することは出来ないが、ただ唐の律疏を引用する日本の典籍に、わざわざかかる書経に対する馬融の注が加筆される可能性は、一般的にみて少ないとするのが穩当であろう。さて、以上、政事要略、式目抄、法曹至要鈔解等の所引の律疏と現存唐律疏議の文とを比較して、その異なる個所を検討して来たが、現存唐律疏議には存しない文が若干ではあるにせよ、我が典籍所引の律疏中に散見されることは、

注目すべきことであろう。その中には、最後にあげた名例律第二条、第四条の場合の如く、必ずしもその性格が明かでない個所も存するが、名例律第一条の「而律学者云」の如き永徽、開元兩律疏において確実に存在し、その後、現存唐律疏議成立に至る過程において、意識的に削除されたか、又は伝写の間に誤って脱落したか、その何れかと思われる文も亦、存在するのであって、唐律疏議のテキストに関する研究には、我が典籍の研究をも併せ行ふ必要のある所以がここに存するのである。

### 3 律集解所引の律疏と名例律篇目疏議

前節において、我々は主として律集解に引載された唐の律疏の文と現存唐律疏議とを比較して検討を加えたのであるが、律集解所引の律疏について考察する場合、更に重要な史料として名例律勘物（国史大系『律』九三頁以下所収）に「唐法」として掲げられている名例律集解所引の律疏に注目しなければならない。次に大系本の当該箇所を掲げよう。

#### 唐法

名例律集解云。昔日三王始用完刑。赭衣難嗣。皇風更遠。模散淳離。傷肌犯骨。年代記曰。三王。謂。夏殷周是。則在三皇五帝之後。律疏云。上代有五種完刑。依孝經云。劓墨宮割膺大辟是。蚩尤無道造五虐之刑。大刑用兵甲。次刑用斧鉞。中刑用刀鋸。其次用鑕鑿。薄刑用鞭朴。至於頤頤之日。乃有劓削割膺三刑。至於帝堯之日。易黜為墨。捨刑從劓。變劓作宮。改斬為辟。又曰。斬刑起於黃帝。々々与蚩尤爭天下。蚩尤八十兄弟。獸身人語。不可征得。黃帝見去天下。懸女兵法与黃帝施降陣於阪泉。斬墨尤於深鹿之野。 當此時。乃有墨刑膺刑宮刑大辟。是於其時。為犯賊盜者。其刑墨。即毀破額上。以墨涅之。為賊字。使人知之。若有貪嗜飲食知香臭者。其刑劓。々者去鼻也。若為越閭梁。踰城廓者。其刑膺。々者。破左脚。抽去膺細骨。若有男女不以礼交犯姦者。刑其宮割。男女去勢。女子閉置深宮中。使絕淫泆之道。有不順君命斂人者。其刑大辟。即是今斬也。帝舜之日。乃有五種象刑。而行於時。有犯墨者。以皂巾覆頭上。犯劓者。以赭書其兇襟前。放去鼻流汗衣。犯膺者。

以墨書脚上放去其脚。犯奸者。男女異屬表其雜亂。犯大辟者。違着布衣。無領緣。弃置市中。与衆人有別。夏禹德微。還用完刑。其條三千。殷湯亦用肉刑。科條与夏同。周武王亦用肉刑。墨刑五百。劓刑五百。墮刑五百。宮刑五百。大辟五百。惣有二千五百條。案此等文。所謂肉刑者。五帝之内。顓頊始行。帝堯帝舜。彼此同行。大辟之罪。亦黃帝所行。其黃帝是五帝之上。三皇之最後皇也。而集解文三王始用完刑者。然則三皇三皇先後以違。但集解所謂三王者。□夏殷周也。此等猶用完刑耳。

同集解云。尙書大伝云。夏刑三千條。疏曰。墨罪之屬千。劓罪之屬千。墮罪之屬五百。宮罪之屬三百。大辟之屬二百是。周礼司刑掌五刑。其属二千五百。穆王度時制法。五刑之属三千。疏曰。周内刑惣二千五百條。而此文穆王制法三千。穆王威王雖同周世人。彼似違。刑属之數亦不同。周衰刑重。戰国異制。魏文侯史記曰。魏文侯者。周威王時人。師於也。而稱魏者。且六国之号矣。商鞅史記曰。商鞅者。秦世人。本姓公孫。封於鞏。号為商鞅。

理悝。集諸国刑典。造法經六篇。一盜法。二賊法。三囚法。四捕法。五雜法。六具法。商鞅史記曰。商鞅者。秦世人。本姓公孫。封於鞏。号為商鞅。更加悝所造戸與廐三篇。為九章之律。魏漢後。即相漢。曹參之後也。漢律為十八篇。改漢具律。為刑名第一。晉命賈充等。律。即班於天下。百姓安之。增損漢魏律為廿篇。於魏刑名律中。分為法

例律。宋。宋書曰。漢高帝弟楚元王交之後也。詔曰。五刑。殊用。三典異施。几此諸案。悉依旧制云々。齊齊太祖漢丞相何後。受齊禪号。梁高祖武皇帝。及後魏。晉後宋前。曰而不改。受至北齊。

更為名例。唐在隋後。曰於隋。相承不改。年代記。在後漢前。疏曰。至於六国之時。仍文侯師李悝。改刑書為法經六篇。一賊法。二盜

法。三囚法。四捕法。五雜法。六具法。商鞅伝受改法經為律。秦乃吞併六国。以禁諸侯。追封改士。分置郡県。亦用文侯法經六篇。更不脩改。至於漢日。高祖遣蕭何制三約。其約者教人者死。傷人者論刑。盜者舐罪。蕭何更

制廐與戸三律卷。併入法經六篇。謂為九章。尋後張湯趙禹制作極多。九百六篇。盈於軌闕。莫能遍覽。時桓寬七寸朱博三尺。撮録時湏応機赴用。從魏以後。隨以前。代輕代重。史筆載削。不能具尽。至於大唐膺録。化洽一儀。

濟育蒼生。沢被四表。情在惻隱。念輕無憲。故詔時賢。刑定法律。合十二篇。以為後則。反坐降死。好生之道益

隆。流罪輕役。字民之更重。所以王者。蛻理郡生。滅和品物。上觀玄象。下察四時。故具金科以息祀。備玉條以示禁。寬猛相濟。乃政之綱紀。開闢以來。風殊俗異。奔代相回。煩省不等。仍慮鱗舟於江漢。嗟頓足於遠途。故平是非於萬古。語得失於百王。義有奇者。變通開合。律條無者。比附決之。故明一理而百義開。舉一綱而萬目囑。庶使鞠獄者。用刑無濫罰之失。犯罪者。甘心無怨魂之狂。仍以古今異制。略序五刑之原由。同集解云。名五刑之罪名。例者。五刑之体例。名謂為命。例訓為比。命諸篇之刑名。比諸篇之法則。但名曰罪立。事由犯生。命名即刑。比例即事。故以名例為首。〔○魏唐律疏議補〕

今、右に掲げた名例律集解の文について、暫らく考察を加えたい。この名例律集解の中、「律疏」もしくは「疏」とある文は、全部で五個所現れている。即ち、(1)「上代有五種完刑。(宋)……改斬為辟。」「○當此時。乃有墨刑。……愆有二千五百條。」(2)「○斬刑起於黃帝。……斬蚩尤於涿鹿之野。」(3)「○墨罪之屬千。……大辟之屬二百是。」(4)「○周肉刑愆二千五百條。……刑屬之數亦不同。」(5)「○至於六國之時。……略序五刑之原由。」の文である。右の中、(2)の文には、「又曰」が冠せられて、律疏であることを示す文字はないが、この「又曰」は、「律疏曰」の意に解せられるから、やはり律疏の文であろう。ただこの文は、その内容、体裁から考えて、元來この個所にあつたものではなく、恐らく勅物の著者ないしは後人が他の個所から引いて、ここに加筆したものと思われる。

さて、右の律疏の文の内容をみると、(2)を一応別とすれば、(1)は「昔日三王始用完刑。(宋)……傷肌犯骨。」(3)は「尙書大伝云。夏刑三千條。」(4)は「周礼司刑掌五刑。……五刑之屬三千。」(5)は「周衰刑重。……唐因於隋。相承不改。」(前掲史料に傍線を施した部分)を夫々注解せるものである。なお、右の傍線部分は、現存唐律疏議の名例律篇目疏議の文とはば一致する。さて、右の律疏の文が何時成立したかが次の問題であるが、今、この文にみえる避諱の例から検討を加えるに、この文中には、「隆」「機」の文字が使用されて、玄宗の諱「隆基」を避けていない。又、「詔」

字が使用されて、則天武后の諱「曩」を避けていない。右の事実は前掲史料の傍線部分「命名即刑応。比例即事顯。」にも、中宗の諱「顯」を避けていないことと相まって、この律疏の文が武后、中宗以前に作成されたものであることを示すものである。一方、この文中に「弄」字が使用されていることは、太宗の諱「世民」の「世」字を避けたものであるから、この律疏は、太宗以降に作成されたことが出来る。ただ右の文が太宗以降に作成されたとなると、文中に「字民」とあって、「民」字を避けていないのが問題であるが、陳新会氏の『史諱举例』（文史哲出版社刊、一四六頁）には、「武徳九年。有『世及民兩字不連続者。並不須避』之令。」とあって、もし然りとすれば、或いは原文には、「民」字は避けてなかったのかも知れない。

次に、この律疏の文は、その内容、格調からしても、唐代に作られた文であるとの感を深くする。殊に「至於六國之時。仍文侯師李悝。改刑書為法經六篇。」以下の律疏の文は、永徽律制定当時の状況が生き生きとして伝わってくるような名文である。この文中、「至於大唐膺錄。化洽二儀。濟育蒼生。沢被四表。情在惻隱。念輕無憲。故詔時賢。判定法律。合十二篇。以為後則。」とあることからすれば、この律疏の文は、永徽律十二篇の制定された永徽二年を降ること、ほど遠からぬ時点で作られたことが明かであり、遙か後代に作られたというものではない。又、次につづく「反坐降死。好生之道益隆。流罪輕役。字民之更重。」なる文の意味する処は、凡そ次の如きものであろう。即ち、現存唐律疏議の鬪訟律詔告反坐条を検するに、その本文、本注には、

諸詔告人者。各反坐。(中略)反坐致罪。準前人入罪法。至死而前人未決者。聽減一等。

とあり、その疏議には、

疏議曰。(中略)反坐其罪。準前人入罪之法。至死而前人雖斷訖未決者。反坐之人。聽減一等。

とあって、右とほぼ同じ文が日本律にも存するから、永徽律疏は、現存唐律疏議の文とほぼ同文であったこと疑いな

い。右の鬪訟律の文意は、死罪を誣告した場合、被誣告人が死刑の判決をうけても、まだ刑を執行されていない段階では、誣告人は死刑の反坐を科せられることなく、死より一等を減ぜられて流刑に処するというものである。さすれば、前掲律疏の「反坐降死」とは、恐らく隋朝においては、死罪を誣告すれば、そのまま死刑の反坐に処せられたものが、唐代になって、右の如き規定に改められたことを指すものではなからうか。次の「流罪輕役」についてであるが、隋の開皇律においては、流罪は千里居作二年、一千五百里居作二年半、二千里居作三年であった。処が、唐の武徳律では、流罪は二千里、一千五百里、三千里とし、居作は共に一年とした（隋書刑法志、唐六典卷六）。このように、「流罪輕役」とは、唐代では隋代に比べて、流配地を各千里延長したけれども、居作期間を短縮して、三等共にこれを一年としたことを指すものではなからうか。「反坐降死」「流罪輕役」をこのように解し得るとすれば、右に關し、前代の刑法典と比較して、唐王朝の恩恵をことさらに強調している前掲律疏は、まだ唐代の比較的早い時期に作られたことを裏付けるものであろう。

更に、現存唐律疏議の「名例一」には、最初に名例律篇目疏議とその注釈、次に五刑、十惡、八議が記されている。右の中、五刑、十惡、八議の体裁を検するに、十惡、八議は、最初に「十惡」「八議」とあって、その次に十惡、八議の字義や沿革を説明した総括的な注釈たる疏議が夫々に存在する。次に「一曰——」「二曰——」として、十惡、八議を構成する夫々の細目についての疏議が続いている。しかるに五刑の記述の体裁は、十惡、八議とは若干異っており、先ず見出しである「五刑」なる文字がない。（至正本、岱南閣本、及び宋刑統には、「笞刑五」の前に、「五刑」並びに「笞刑五、杖刑五、徒刑五、流刑三、死刑二」なる見出しが存するが、これは恐らく後代の加筆であって、律疏原本にはなかったものであろう。永徽律疏を藍本とする養老律にも、それは存在しない。）又、五刑そのものの総括的説明に相当する疏議もなく、直ちに「笞刑五。一十 贖銅一斤。」云々として、次に笞刑を注釈せる疏議が続いている。五刑の体裁が十惡、八議

のそれと異なり、五刑そのものの疏議がないのは、恐らく所謂名例律篇目疏議の中に、すでにその説明があるからであらうが、更にいえば、前掲勅物所載の律疏の中に、より詳しくその説明が為されているからではなからうか。即ち、前掲律疏の末尾に存する「仍以古今之異制。略序五刑之原由。」という文は、前述せる五刑の体裁と相呼応するもののように思われるが如何であらうか。

以上、前掲律集解所引の律疏の文を、その内容から検するに、この文は、所謂名例律篇目疏議に相当する前掲傍線部分を注釈し、且つその意を敷衍したものであって、両者の関係は密接不可分なものを窺わせるに十分である。そうすると、やはりこの律疏は、永徽四年に撰上された律疏の一部である可能性を有するものといえよう。

次に名例律勅物に引載された前掲名例律集解の体裁から、右の律疏の性格について検討を加えたい。先ず、冒頭の「昔日三王始用完刑。<sup>(六)</sup>赭衣難嗣。皇風更遠。模散淳離。<sup>(誤)</sup>傷肌犯骨。」の文は、律集解の本来の体裁からすれば、日本律本文がここに位置するものである。次の「年代記曰。三王。謂。夏殷周是。則在三皇五帝之後。」なる文中の「年代記」とは不詳であるが、後に続く文にも、「年代記曰。漢者秦後。」「後周<sup>年代記。在</sup>陳後隋前。」等とあるように、それは中国歴代王朝を時代順に記した簡便な書であったように思われる。更に後に続く文に見える「唐<sup>在隋</sup>」等の注記も、その出典は明記されていないが、記述の体裁、内容からすれば、「年代記」に酷似する。この注記も「年代記」からの引用であるとするれば、唐人がそのような注釈をここに入れる筈はなく、恐らく同書は、日本において作成され、律集解の編者惟宗直本によって前掲「昔日三王始用完刑。」以下の文の注釈として、ここに引用されたものであらう。又、前掲年代記の文とそれに続く律疏の文は、律集解の原本においては、小字双行にて記されたものと思われる。この律疏の文に続く「案此等文。所謂肉刑者。五帝之内。顛頊始行。(中略)此等猶用完刑耳。」の文は、以上の律集解の文に關する名例律勅物の著者の案文であらう。この文中に、「集解文」云々、「但集解所謂」云々等とあることからみれば、

これが律集解の文でないことは、一見して明かである。次の「同集解云。」以下、大字一行にて記された文の中、傍線を施した箇所は、前述の如く現存唐律疏議の名例律篇目疏議の文とほぼ一致する。この段落の最後に存する「疏曰」以下の文は、大字一行にて記されているが、これ又、律集解の原文には、小字双行にて記されていたことは疑いない。この「同集解云。」以下の文には、「疏曰」の外、年代記、史記、晋書、宋書、隋書等の文が小字双行にて見えるが、かかる注記も年代記と同様、恐らく律集解の編者がそれらの典籍から自由に引用して、ここに記したものであろう。

以上述べた処からするならば、前章において指摘せる律集解の体裁と右の名例律勘物所載の律集解の体裁とは全く一致する。即ち、律集解は、先ず日本律の本文本注を大字一行にて掲げ、その下に最初に「謂」として日本律の疏文を、次に古答や永徽律疏等の日唐諸家の学説を適宜、小字双行にて引用するのであるが、この名例律勘物にみえる律集解においても、右の体裁は、そのまま採られているといつてよい。ただ従来例から考えるに、律集解において本文として掲げられるのは、我が養老律の本文本注であつて、唐律の本文本注ではない。従つて、ここに唐名例律の篇目疏議の文が我が律集解の本文として掲げられているのは、一見奇異な感を抱かしめるが、これは日本律に各篇目を解説せる所謂篇目疏議の文が存在しないからであつて、養老名例律を解説する必要上、便宜的に唐名例律篇目疏議の文をそのまま大字一行にて、ここに引用したものであろう。さて、前章で考証した処に誤りなしとするならば、律集解において、日本律の本文本注の下に小字双行にて現れる「律疏」は、悉く唐の永徽律疏であつた。従つて、名例律勘物所載の律集解が、律集解たることにおいて何ら疑点がないとする限り、論理上、勘物所載の律集解にみえる「律疏」も亦、これを永徽律疏としなければならぬ。しかも、右の律疏は、前述の如く、その内容からみても、永徽律疏に擬定するに、さして支障はないと考えられるのである。

## 4 名例律篇目疏議の原型に関する仮説

さて、前節まで述べて来た処をそのまま肯定して、前掲名例律集解所引の律疏を永徽律疏とした場合、ここに当然大なる疑問が残ることとなる。即ち、以上の推測からする結論は、現存唐律疏議の名例律篇目疏議の体裁と大きく齟齬することとなり、この両者の隔りを如何に考えるかということである。前述の如く、名例律集解においては、前掲律疏がその注釈の対象とせる「昔日三王始用完刑。」以下の傍線部分は、律疏としては現れておらず、むしろ律の本文と同じ位置に配されている。しかるに、右の傍線部分は、現存唐律疏議においては、その冒頭に、「疏。夫三才肇位。万象斯分。」とあって、明かに疏文として存在し、所謂名例律篇目疏議の文のみを収載せる文苑英華の「長孫無忌律疏序」も、その冒頭に「議曰」とあって、これ又、右の文を律疏の一部として扱っているのである。

右の問題について一言する前に、現存唐律疏議の篇目疏議に関する従来の主たる研究を要約して、ここに整理しておきたい。牧野巽博士は、「故唐律疏議製作年代考(下)」(『東方学報 東京』第二冊一一六頁以下)において、名例律篇目疏議は、唐代の筆になるものであるが、玉海、並びに文苑英華がそれを「長孫無忌律疏序」として扱っていることから、元来長孫無忌の律疏全体に対する序であって、それが名例律篇目疏議に転化したのは、玉海の作者である宋末の王心驛以後のことであろうとされ、又、名例律を除く各篇目疏議については、唐律の疏議全文を採用したと称される宋刑統に篇目疏議が全然存在しないこと、孫奭の律音義には各律毎に篇目音義があるが、もし律疏に篇目疏議があるならば、その上に更に篇目音義をつけるといふことは考えられないこと、名例律篇目疏議と他の篇目疏議とは、その文体を異にすること等々の理由から、衛禁律以下の篇目疏議は、少くも元初までは存在しなかったと推測された。右の牧野説に対し、内藤乾吉教授は、その著「滂喜齋本唐律疏議の刊行年代」(『中国法制史考證』一五七頁以下)において、文苑英華が名例律篇目疏議を長孫無忌律疏序として掲げているからといって、その名称故にその文を元

来、疏議ではなかったという事は出来ず、又、宋刑統に篇目疏議のないのは、名例律篇目疏議に「大唐皇帝」云々の如き文字があつて、宋刑統や宋代公用の法典として刊行された律もしくは律疏に、かかる篇目疏議を附するのは不適當であるから、これを除いたのであり、従つて孫奭が篇目音義を作つたとしても不思議はなく、更に、名例律篇目疏議と他の篇目疏議とは、その文体、格調に何ら差別は認められず、共に唐人の筆になるものであり、従つて、名例律以下の篇目疏議は、永徽律疏成立当初から存在したものであると反論された。

篇目疏議に関する牧野、内藤両説の概要は、凡そ右の通りであるが、ここに我が国に伝存せる唐律関係史料から、次の二点を確認しておきたい。

(一)前掲名例律勘物所載の名例律集解により、永徽四年の律疏撰定当時、現存唐律疏議の名例律篇目疏議の中、「昔者三王始用肉刑。」から「故以名例為首。」に至る部分は、確実に存在した。但し、右の文が律疏として存在したかどうかは明かでない。

(二)我が政事要略卷八一（大系本六二八頁）には、  
 賊盜疏云。賊盜律者。魏文侯時。里悝首制法経。有盜法賊法。後周為劫盜律。復有賊叛律。隋開皇合為賊盜律。  
 とあるから、現存唐律疏議の賊盜律篇目疏議の中、右の政事要略所引の「賊盜律者」以下の文は、律疏として、確実に存在した。

右の(一)(二)から、更に次の(A)(B)二つの事実が想定されよう。

(A)永徽四年には、現存名例律篇目疏議は、その全文が恐らく存在したであろう。何故ならば、名例律勘物所載の前掲文と現存名例律篇目疏議の他の部分とは、その文体、格調からして一体であり、勘物の著者は、前掲部分が名例律の沿革や名例の字義を最もよく説明しているが故に、その部分のみを引用したと思われるからである。但し、右の全

文が律疏として存在したかどうかは明かでない。

(B)永徽四年に賊盜律篇目疏議の前掲部分が存在したとすれば、当然、現存の衛禁律以下の篇目疏議の全文も、律疏として存在したであろう。

右の(B)なる事実の推測を更に裏付けるものとして、次に掲げる史料が存する。即ち、我が養老令の各篇目に附された令義解の文には、唐律の篇目疏議の文に類似せるものを若干見出すことができる。例えば、養老捕亡令、獄令、雑令の各篇目に附された令義解の文は、夫々唐捕亡律、断獄律、雑律の各篇目疏議の文に類似する。以下、両者を対比して掲げよう。

①謂。犯法違令。典憲不容。若有逃亡。恐其滋蔓。固須捕繫以寘疏網。故曰捕亡。(養老捕亡令篇目義解)

疏議曰。(中略)然此篇以上。質定刑名。若有逃亡。恐其滋蔓。故須捕繫以寘疏網。故次雜律之下。(唐捕亡律篇目疏議)

②謂。獄者、確也。欲確、突、囚情。凡此一篇。制断獄法。故云獄令。(養老獄令篇目義解)

疏議曰。(中略)積名云。獄者、確也。以寘、囚情。臯陶造獄。(中略)然諸篇罪名。各有類例。訊捨出入。各立章程。此篇錯綜一部条流。以為決断之法。故承衆篇之下。(唐断獄律篇目疏議)

③謂。獄令以上。各有、条、例。此篇、班、雜、不、同。故云雜令。(養老雜令篇目義解)

疏議曰。(中略)諸篇罪名。各有、条、例。此篇、拾遺補闕。錯綜成文。班、雜、不、同。故次詐偽之下。(唐雜律篇目疏議)

右の日本令の篇目に附された義解の文は、令集解の当該個所が亡佚している為、義解が独自で作成した文か、それとも古記、令釈等の日本令の注釈書の文を踏襲して作成した文か、さだかではない。しかし、その何れにせよ、日本令の篇目を注釈するに当り、唐律の篇目疏議が参照されたことは、ほぼ誤りないであろう。尤も、両者の文が一致す

るからといって、それから直ちに兩者間に右の如き關係を推測するのは早計といわれるかも知れない。即ち、右の獄令義解と断獄律疏議とに見える「獄者确也。」なる文は、釈名から夫々別個に引用されたものであるかも知れない。しかし、前掲雜令義解の文などは、やはり唐雜律の篇目疏議の文が影響しているように思われる。然りとするならば、右の日本令篇目の注釈の文は、唐の永徽律疏の文を参照したものであろうから、永徽律疏には、少くとも雜律、捕亡律、断獄律の各篇目疏議の文が存在したことは、先ず確実であらう。以上述べたように、賊盜、雜、捕亡、断獄の各律の篇目に疏があつたとするならば、衛禁律以下の全篇目に永徽四年当初から疏が存在したことは、いうまでもない。

さて、前節で述べた如く、名例律集解所引の律疏が永徽四年の律疏の一部であるとするならば、その注釈の対象となつてゐる現存名例律篇目疏議は、もともと律疏の文ではなかつたということになる。ここにおいて、現存の名例律篇目疏議は、元來篇目疏議ではなく、律疏全体に対する序文であつたとする牧野博士の指摘を再び想起する必要がある。もし名例律篇目疏議が律疏の序文的性格をもつ文であるとすれば、前掲律集解所引の律疏は、その文に対する疏であり、兩者が一体となつて永徽四年の律疏撰上の際に作成されたということになる。勿論、内藤教授のいわれる如く、文苑英華に現存の名例律篇目疏議が「長孫無忌律疏序」として収載されてゐることは、単にその編者がそのように名付けたまでのことであつて、右の事実から直ちに名例律篇目疏議の文が永徽律疏の序であつたということはない。しかし、文苑英華の編者が名例律篇目疏議の文を「律疏序」と名付けた理由の大半は、やはりこの名例律篇目疏議の内容が他の篇目疏議とは異つて、律疏の序文的性格を濃厚に示すものであつたからに他ならない。処で、我が令義解には、前述の如く令の篇目そのものにも、義解の文が附されている。(但し、僧尼令等、若干の篇目には、義解は附されていない。)この令の篇目に、その篇目を注解した義解の文が附されていることは、律の篇目に、その篇目を注

解せる疏文が附されている永徽律疏の体裁に倣ったものであろう。令義解は、異端を塞ぎ、異理を絶つ目的で、先儒の旧説を撰んで、その中から正義を取ったとされる本邦最初の公権的な令の注釈書である。この令義解が、その撰定に当り、やはり同じ目的で撰上された唐の永徽律疏にその範をとったであろうことは、十分に推測される処である。

前述の篇目義解が篇目疏議を模したものであり、上令義解表が進律疏表を襲ったものであり、且つ令義解序が所謂名例律篇目疏議に影響されて成ったものとすれば、その令義解序の文に、双行にわたる所謂自注と思われる注解が附されている事実は、逆に永徽律疏の体裁を考える上に看過し難い意味をもつことにならう。<sup>(六)</sup>かかる推測が許されるとするならば、永徽律疏においても、その序文的性格をもつ文とその注解たる疏とが同時に作成されるということが有り得たのではなからうか。ただ、ここで留意すべきは、この所謂名例律篇目疏議の文は、律疏撰定当時から名例律に附された文であって、名例律を含めた律疏全体に係るという体裁をとっていないことである。この点、序がその篇目の注解と切り離されて独立した文を成している我が令義解の序文の体裁とは異っている。即ち、現存の名例律篇目疏議の文中には、「名」「例」「第」「一」の字義の説明が夫々見えているのであって、元来、この名例律篇目疏議の文の前には、「名例第一」とあったこと疑いない。処で、この名例律篇目疏議の内容は、今、滋賀秀三博士の説に従うならば、凡そ七段に分れ、第一段に刑法の存在理由、第二段に法官・法律の起源、第三段に律の字義、第四段に疏の字義、第五段に名例篇の沿革、第六段に名例第一の字義、第七段に律疏撰定の由来を夫々述べている（『訳註唐律疏議（一）』『国学家会雑誌』第七二巻第一〇号五八頁）。右にみるように、名例律篇目疏議は、その内容からすれば、名例律の沿革や字義を述べた他の篇目疏議と同じ性格をもつ部分と律疏全体に対する序文的性格をもつ部分との二つから成り立っていることになる。そもそも、名例律自体が衛禁律以下の律全体にかかる総則的規定であるから、名例律の篇目を解説していけば、自然、律ならびに律疏の全体にかかる解説ともなり、両者は切り離すことの出来ないものであったと思わ

れる。名例律篇目疏議における、かかる特殊的性格に注目するならば、それは名例律の篇目疏議的性格を有するが故に、名例律に附属し、一方、律疏の序文的性格を有するが故に、他の篇目疏議の如き律疏の体裁をとらず、序文の体裁をとり、更にその文を注釈し、その内容を敷衍するものとして、前掲の如き律疏がそれに附されるに至ったとは考えられないであろうか。

内藤教授は、前掲論文において、宋刑統や宋代刊行の唐の律疏には、篇目疏議は恐らく附いておらず、南宋末には、篇目疏議のある唐律の伝本は、絶無とはいえなくとも、殆ど見られなかったのではないかと推測されている（『中国法制史考證』一六〇頁）。もし然りとするならば、所謂名例律篇目疏議に附された前掲律疏の如きは、篇目疏議よりも更に早く亡びてしまう可能性は十分であろう。もし、前掲律疏が亡佚して所謂名例律篇目疏議の文のみが伝わったとするならば、それが名例律に附属しているだけに他の篇目疏議の体裁に倣って、「疏」とされるに至るのは、さして不自然なことではないであろう。右の仮説に立つならば、文苑英華成立の頃には、すでにその転化が行われていたということになる。処で、現存の名例律篇目疏議には、注釈が附いているが、この注釈と進律疏表の注釈とは、牧野博士の指摘されたように、同一人の手によったものである（前掲論文下一一八頁）。又、この注釈は、内藤教授によれば、その大部分が元代以前から存在したものであり、金国伝来の可能性があるとされている（前掲書一六一頁）。もし、前掲律集解所引の律疏が永徽四年に、所謂名例律篇目疏議の文に附属していたとすれば、篇目疏議に注解を施した人物は、もともとこの部分に、「律疏」と呼ばれた注釈が附いていたことを存知しなかったと思われる。何故ならば、この注解を施した人物は、所謂名例律篇目疏議の文を指して、これを「律疏」と呼んでいるからである。<sup>(七)</sup> 前掲名例律集解所引の律疏とは無関係に、現存名例律篇目疏議の注釈は成立したものであろう。

以上述べた如く、現存の名例律篇目疏議が元來律疏ではなく、律疏の序文的性格をもつ文として、体裁上、律本文

と同じように記され、それに更に疏が附せられていたと仮定するならば、それは現存唐律疏議の体裁とは大きく異なることとなり、又、文苑英華が現存名例律篇目疏議の文に「議曰」を冠して引載していることも齟齬することになる。現存唐律疏議の体裁をそのまま信ずる限りにおいては、右の両者間の矛盾を解決することは恐らく至難であろう。ここにおいて、我々は万人周知の次の事実にもう一度眼を向ける必要がある。即ち、永徽律疏が撰定された永徽四年（六五三）から現存唐律疏議諸本の祖本が刊行されたとされる元の泰定四年（一三二七）までには、六百七十余年の歳月が流れているから、現存唐律疏議の体裁をもって直ちに律疏撰定当時のものとすることは出来ないということである。すでに諸先学の指摘された如く、現存唐律疏議においては、唐代の律疏に全く存在しなかった「疏」字が律疏中に入って、「議曰」が「疏議曰」に転化していること、元来「名例第一」とあった名例律の表題が現存唐律疏議では失われていること、律疏撰定当時には存在しなかったと思われる「故唐律疏議目錄」が現存唐律疏議の巻首についていること、敦煌出土の律疏断簡と現存唐律疏議とは、その体裁においてかなり異なるものが存すること等々、現存唐律疏議の体裁に関しては、後世かなりの加筆、変更が施されているのである。<sup>(九)</sup> 以上の事実を念頭におくならば、所謂名例律篇目疏議は、律疏全体に対する序文的性格を有すると共に、一方において、それが名例律に附属して名例律の篇目疏議的性格を有するものであるが故に、それに附された本来の律疏が亡佚すれば、その文の冒頭に「疏」字や「議曰」が冠せられて、衛禁以下の篇目疏議と同一の体裁に変化するのも、あり得ないことではないように思われる。現存唐律疏議の体裁が永徽律疏撰定当初そのままのものではないとすれば、日本に伝存する唐律関係の諸史料の面からも、一応それについての吟味を試みることは許されてよいのではなからうか。しかも前掲名例律勅物を収載せる史料編纂所々蔵の名例律の原本は、関東大震災によって烏有に帰したが、平安時代末期の明法博士小野有隣の奥書の存する善本<sup>(九)</sup>であって、そこには若干の文字の誤脱が認められるにせよ、律集解の体裁に関しては、後人の手によ

る改竄等は殆ど為されていないものと思われる。即ち、日本に伝存せる中国関係史料は、唐律疏議の原型を考究する場合においても、頗る信憑性の高いものと推測される。ただ、日本伝存の中国関係史料が良質なものであるとしても、その史料を如何に解釈し、如何に利用するかという点になると、それは必ずしも容易な問題ではなく、我々が前章において、律集解所引の律疏が永徽律疏であることを縷々考証した真意も、実はそこにあった。東洋法制史関係の諸先学が主として中国伝来の諸史料を縦横に駆使して、唐律疏議の文献学的研究に極めて高度な成果をあげられていることは、学界周知の事実であり、まことに敬服に堪えない処である。ただ、我々は従来、ややもすれば等閑視された嫌いのある日本側に残存せる諸史料を、もう一度検討し直すことによって、先学の研究を幾分でも進展せしめる余地がなおありはしないかと念ずるものである。これ敢えて日本伝存の諸史料に抛り、ここに唐律疏議の原型に関する臆説を草した所以である。

(一) ここで、前章『国学院法学』第三卷第四号所載)で述べた処を若干補足しておく。

前章2において、政事要略巻八二から八唐に関する律集解の文を引用し、その引用文中の「今案」以下を惟宗允亮の文としたが、『国学院法学』第三卷第四号一〇一頁)、この文は律集解に元来存在したものかも知れない。

前章3では、律附釈に関する従来の見解として、佐藤誠実、和田英松、滝川政次郎、利光三津夫の諸氏の説を紹介したが、なお中田薫博士は、その著「古法雜観」(『法制史論集』第四卷四一頁)において、「数年を経て太宗の貞觀律令、高宗の永徽律令が相次いで出たが、長孫無忌等十九人は勅を奉じて『律疏』を撰定した。(中略)これと前後して『律附釈』及び日本令集解に引用されている『唐令釈』、宋張簡等多数の『令私記』が出たが、これ亦杜の律令注解に倣ったものであろう。」と述べられ、「律附釈」を唐律の注釈書として解されている。博士が「律附釈」に日本律の附釈も存したと考えられていたかどうかは不詳であるが、「律附釈」を唐律の注釈書として考えておられたことは、右から明かである。

次に、律集解に現れる附釈の体裁であるが、左に掲げる宮衛令集解、諸門条(大系本六八四頁)の文中の、「附釈云」以下と

「又云」以下の文は、唐律疏議では連続して一つの文章となっている。

六云。……本云。毎門有合符。故詐偽律云。宮城符。皇城京城符。余符。附釈云。皆有符開閉。又云。守衛充兵之処。皆有交符也。更警夜之所。執魚符勸過。

右の文に「又云」とあるからには、附釈の原本においては、「又云」の前に附釈の注釈の部分があり、附釈の引用する唐の律疏、即ち「皆有符開閉」と「守衛充兵之処」以下との間には区切りがあったと推測される。即ち、附釈の体裁は、先ず唐の律疏の部分の先に掲げ、その直下に律疏の注釈を掲げたものであろう。

(二) 前章で述べた如く、古答が永徽律疏の文を我が律に合うように若干変更して、大宝律の注釈書として示していることは、大宝律においても、疏文は養老律の疏文と同様、永徽律疏を適宜省略して、それを簡略化していることを示すものと思われる。

(三) ただ令抄『群書類従』第六輯一四〇頁)には、「疏議曰。漢景帝以答者已死而答未畢。改三百曰二百。二百曰一百。」云々として、唐の律疏を「疏議曰」として引用している箇所がある。右に關して、「故唐律疏議製作年代考」においては、「令抄の出來たのは、元の泰定より後であるから、元板乃至その系統の本であろう。」(下、一五〇頁)とされるが、兼良の所持せる唐の律疏が永徽律疏である可能性が大であるとすれば、右の文も亦、或いは永徽律疏であるかも知れない。もし然りとすれば、右の「疏議曰」は、「疏。議曰。」としてよむべきであろうか。記して後考を俟つ。

(四) 一条兼良が養老律令を全巻所持していたことは、次の諸史料により明かであろう。即ち、文明十二年(一四八〇)四月上旬の奥書のある『桃花藥葉』(『群書類従』第二七輯)の「本朝本書事」に、

令。十卷。吾朝法度也。故敕  
受中原章忠説給。

律。十卷。吾朝  
刑書也。

格。弘仁。貞觀。延喜三代  
撰之。臨時處分也。

式。五十卷。延喜百官式  
也。此外儀式十卷。

……………

以上吾朝法令儀式等也。此書籍最可披見者也。予粗一見了。此外弘仁式。貞觀式等在之。類聚国史考。菅家令撰之給也。

とあること、又、兼良が応仁二年(一四六八)閏十月に奈良の大乗院門跡に預けた一条家伝世記録六十二合の目録には、「律令格一合」とあること、この六十二合の書籍は、延徳二年(一四九〇)八月にすべて一条家に戻されたこと(『大乗院寺社雜事記』橋本久、林紀昭兩氏前掲論文一〇〇頁)等である。又、次に掲げる『晴富宿禰記』文明十一年(一四七九)五月二十三日条

『圖書寮叢刊』八八頁)の記事も、その頃、養老律が存在したことを裏付ける史料であろう。

強奸和奸事。見貞永式条。本文出自何書候哉。又読様等不審之云々。律第九此事候之由返答也。

以上から、養老律は養老令と共に、応仁文明の乱を経て延徳二年(一四九〇)までは確実に伝存していたといえよう。令について更に言えば、三条西実隆は、一条冬良より貸借せる令義解を永正六年(一五〇九)四月より翌永正七年四月にかけて全巻筆写し、同月二十五日には、この令義解の新写本を観覧に供している(『実隆公記』)。従って、我が律令の散佚したのは、応仁文明の乱の際ではなく、戦国時代であったとすべきであろう。

(五) 法曹至要鈔解の引く唐の律疏が、律集解所引の律疏からの転載でないことは、例えば、次の事実から推測される。即ち、至要鈔解には、

徒罪。唐律疏云。徒者奴也。蓋奴辱之。蓋始於周。

とあるが、右の「徒者奴也。蓋奴辱之。」なる唐律疏の文は、これとほぼ類似せる文が律集解所引の古答に存する為、律集解では省略された可能性が大である(前章2参照)。従って、法曹至要鈔解にみえる唐の律疏は、兼良が直接原本より引用したものと推測される。かかる点からすれば、法曹至要鈔解は、主として律集解の諸説を踏襲して、それらの文を転載するに止まっている。その後の明法家の学説とは異なり、ユニークな律の注釈書といふべきであろう。

(六) 上令義解表と令義解序とは、増補国史大系『令義解』に附録として、天長三年(八二六)十月の令律問答私記撰定の太政官符、承和元年(八三四)十二月の令義解頒下の詔とともに収載されている(同書三四五頁以下)。右の四者は旧紅葉山本・広橋家旧蔵本の「令義解」古鈔本の巻首にあり、令律問答私記撰定の太政官符を除く三者には、その難解な字句に双行の注釈が存する。増補国史大系『令義解』の凡例(六頁)は、「底本(塙保己一の刊本―筆者注)が巻首にただその序を掲げしのみにして、而かも分注を存せざるは、蓋し修整を如へたるものならん。」と述べている。上令義解表と令義解序に存する双行の注釈が、公的なものとして施されたか否かについては後考をまつとしても、その何れにせよ、前記篇目義解が篇目疏議に倣った如く、永徽律疏の表や序の体裁の影響の下に成ったものと推測される。

(七) 現存名例律篇目疏議の注釈が、名例律篇目疏議を指して「律疏」と呼んでいることは、例えば、その注釈に「故律疏云。徳礼為政教之本。刑罰為政教之用。」等とあることから明らかである。

(八) 仁井田陞・牧野巽両博士の「故唐律疏製撰作年代考(下)」(『東方学報 東京』第二册)、内藤乾吉教授の「滂喜齋本唐律疏議の刊行年代」(『中国法制史考證』)、滋賀秀三博士の「訳註唐律疏議(一)」(『国家学会雑誌』第七二卷第一〇号)、瀧川次郎

博士の『律令の研究』等参照。

(九) 史料編纂所々蔵の名例律については、新訂増補国史大系『律』の凡例に、「原本は恐らく卷子本にして、平安朝時代後期の書写ならん。」「烏絲欄、乎古止点、傍訓、標目及び書入れ等あり。ほゞ旧紅葉山文庫本と同系統に属する善本なり。」とある。

〔補注〕

本章2について、政事要略および名例律裏書所引の律疏により、現存唐律疏議には見えない「叛背也。分也。」なる疏文が永徽律疏の十惡条謀叛の項に元來存在した可能性を指摘した。ところが、敦煌発見の開元名例律疏断簡(ベリオ文書三五九三号)を検するに、右の文は存在しない。もし政事要略および名例律裏書の引く律疏が永徽律疏の正文を伝えているとすれば、右の文は、永徽律疏成立から開元律疏成立に至るまでの八十有余年の間に削除せられたか、あるいは脱落したか、そのいずれかであるといわざるを得ない。